本巣市の給与･定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（19年度末）	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B/A	（参考）18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	35,377	15,011,392	998,339	2,704,533	18.0	18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	307	1,086,456	148,390	443,869	1,678,715	5,468	6,032

（注）1　職員手当には退職手当を含んでいません。
　　　2　職員数は、20年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

特にありません。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

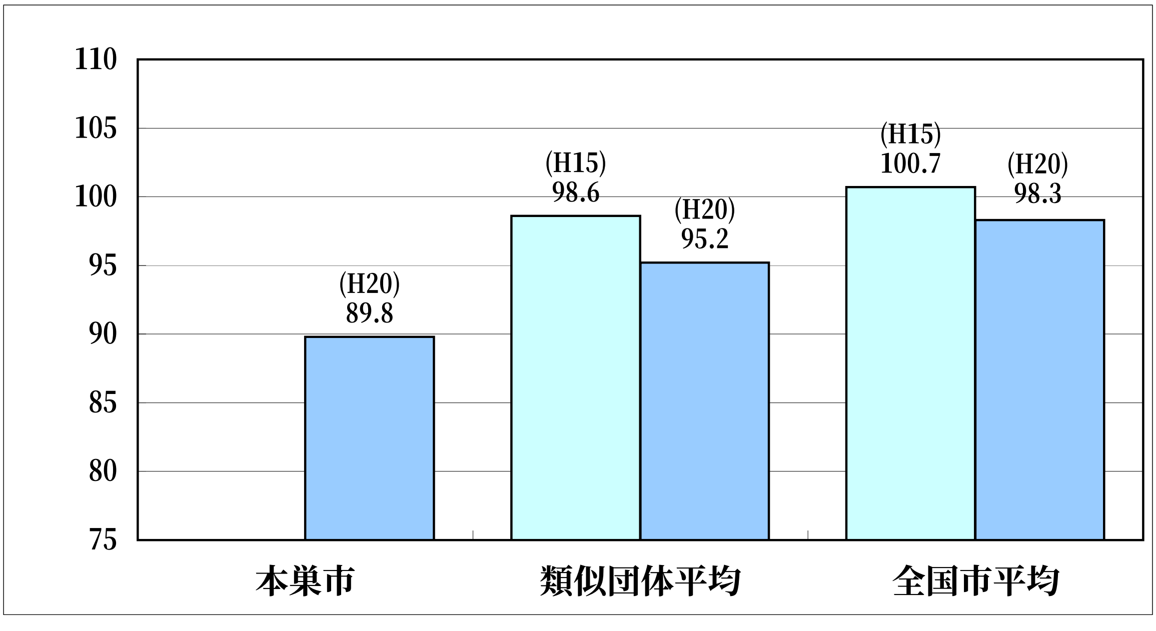

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
　　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
本巣市	43.1 歳	310,678 円	353,209 円	335,915 円
岐阜県	42.1 歳	341,349 円	404,511 円	374,834 円
国	41.1 歳	325,113 円	－ 円	387,506 円
類似団体	43.3 歳	329,780 円	374,819 円	356,762 円

②技能労務職

区分		職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
本巣市		32 人	51.9 歳	220,500 円	244,066 円	225,916 円
	用務員	13 人	51.4 歳	218,600 円	253,233 円	225,133 円
	調理員	18 人	51.8 歳	219,400 円	226,069 円	223,185 円
	自動車運転手	1 人	59.3 歳	266,500 円	318,800 円	277,500 円
岐阜県		339 人	50.8 歳	327,084 円	362,409 円	343,885 円
国		4,784 人	48.9 歳	284,679 円	－ 円	320,623 円
類似団体		35 人	47.7 歳	303,102 円	325,939 円	316,383 円

民　　間					参考
対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)		A/B
用務員	53.9	歳	225,900	円	0.97
調理員	41.7	歳	255,800	円	0.86
自動車運転手	53.7	歳	262,700	円	1.01

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成17～19年の3ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区　分		本巣市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	178,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	144,500 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	144,500 円	－ 円
	中学卒	127,700 円	133,100 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,500 円	290,600 円	324,100 円
	高校卒	202,000 円	242,500 円	290,600 円
技能労務職	高校卒	188,400 円	206,300 円	219,500 円
	中学卒	172,500 円	197,200 円	211,700 円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　級	主事の職務又はこれに相当する職務	人 37	% 17.7
2　級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 29	% 13.9
3　級	主査、係長、課長補佐の職務又はこれら に相当する職務	人 60	% 28.7
4　級	困難な業務を行う課長補佐の職務又はこれに相当する職務	人 41	% 19.6
5　級	主幹、課長の職務	人 19	% 9.1
6　級	参事、次長の職務	人 12	% 5.7
7　級	部長の職務又はこれに相当する職務	人 11	% 5.3

（注）1　本巣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

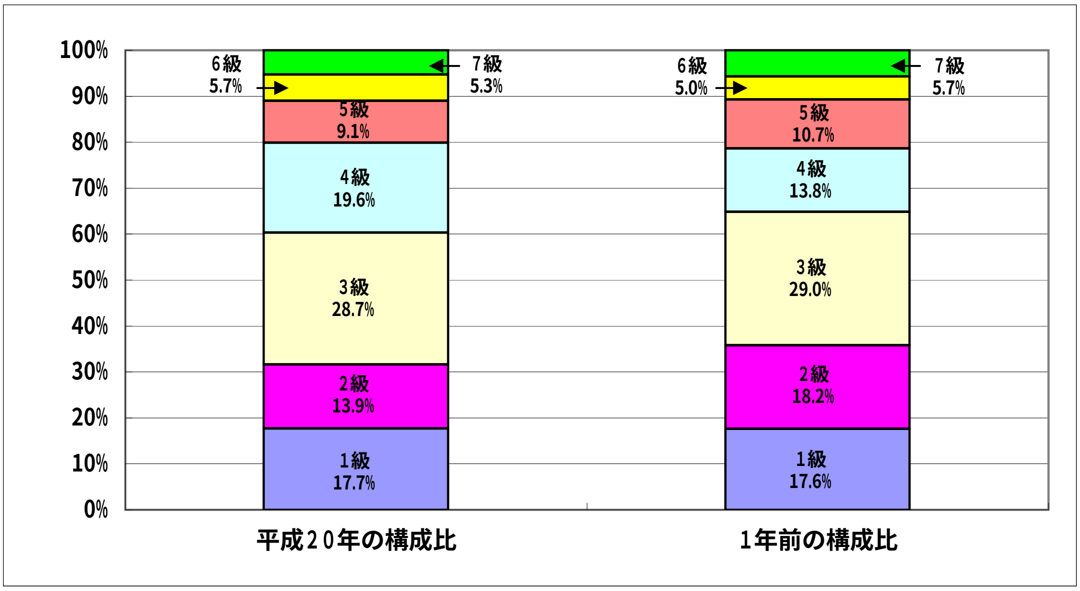

（注）平成18年に8級制から7級制に変更しています。
　（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、7級を新設しました。）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本巣市職員勤務評定実施規定に基づき、毎年10月1日を基準日として勤務評定を実施しています。 随時、評定者への研修を行い、評価基準の統一を図りつつ実施していますが、 平成20年度までにおいては、昇給へ反映していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

本巣市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,485 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,829 千円	－
（19年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	（19年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	（19年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5％～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5％～20％ 管理職加算15％、25％	（加算措置の状況） 定年前早期退職特例措置 役職加算5％～20％ 管理職加算10％～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

本巣市職員勤務評定実施規定に基づき、毎年10月1日を基準日として勤務評定を実施しています。 随時、評定者への研修を行い、評価基準の統一を図りつつ実施しており、 平成20年度においては12月期勤勉手当に反映しました。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

本巣市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	1,206 千円	2,128 千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給
された平均額です。

(3) 地域手当（20年4月1日現在）

本巣市においては、地域手当の制度はありません。

(4) 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		1 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		1.4 %	
手当の種類（手当数）		7	
（参考） 国保診療所医師・歯科医師手当・放射線取扱手当			
支給実績（19年度決算）		20,760 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		5,190 千円	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	診療所に勤務する医師	診療・検診等	月額 615,000円
歯科医師手当	診療所に勤務する歯科医師	歯科診療・歯科検診等	月額 350,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症患者・疑いのある患者の救護等	日額 500円
放射線取扱手当	診療所放射線技師	放射線を人体に照射する作業	月額 150,000円
死体取扱手当	死体取扱作業に従事した職員	死体取扱作業	日額 15,000円
用地交渉手当	用地交渉に直接従事した職員	時間外における用地交渉	日額 300円
し尿収集運搬業務手当	し尿収集運搬業務に従事した職員	し尿収集運搬業務	日額 15,000円

※ 感染症防疫作業手当・死体取扱手当・し尿収集運搬業務手当については、支給実績はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	59,413 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	240 千円
支給実績（18年度決算）	38,356 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	118 千円

(6) その他の手当（19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）
扶養手当	配偶者は月額13,000円 その他の扶養親族月額6,500円 配偶者のいない職員の被扶養者の1人目11,000円 16歳から22歳の子には月額5,000円加算	同	-	43,604 千円	267 千円
住居手当	借家･借間居住者 （家賃23,000円以下の場合） 月額 家賃－12,000円 （家賃23,000円を超える場合） 月額 11,000円×1／2×（家賃－23,000円） 持家居住者 新築･購入から5年間 月額 2,500円	同	-	8,915 千円	212 千円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで 自動車等使用者 片道2Km以上の使用者に対して距離に応じ月額2,000円から、月額24,500円まで	同	-	18,914 千円	65 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長相当職以上にある職員 職務の級、補職に応じて定額	同	-	28,241 千円	576 千円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,200円	同	-	3,645 千円	20 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき8,000円を超えない範囲、ただし6時間を超える勤務については12,000円を超えない範囲	同	-	848 千円	38 千円

5 特別職の報酬等の状況(20年4月1日現在)

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市区町村長	830,000 円	940,000 円／ 259,000 円
	助役	650,000 円	769,000 円／ 249,000 円
	収入役	― 円	660,000 円／ 554,400 円
報酬	議長	350,000 円	598,000 円／ 230,000 円
	副議長	300,000 円	522,000 円／ 200,000 円
	議員	270,000 円	465,000 円／ 180,000 円
期末手当	市区町村長 助役 収入役	(19年度支給割合) 4.45 月分	
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 4.45 月分	

区分		(算定方式)	(一期の手当額)	(支給時期)
退職手当	市区町村長	830,000×在職年数×500/100		一任期ごと
	助役	650,000×在職年数×300/100		一任期ごと
	収入役	―		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門		区分	職員数 平成19年	職員数 平成20年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	67	64	▲3	事務の統廃合による減
		税務	17	18	1	徴収事務の強化による増
		農林水産	13	12	▲1	林務事務の見直しによる減
		商工	4	4	0	
		土木	31	28	▲3	事務の統廃合による減
		民生	71	69	▲2	退職者不補充による減
		衛生	26	27	1	欠員補充による増
		計	232	225	▲7	<参考> 人口1万人当り職員数 63.60人 (類似団体の人口1万人当り職員数 75.06人)
	教育部門		85	82	▲3	施設の統合による減
	小計		317	307	▲10	<参考> 人口1万人当り職員数 86.78人 (類似団体の人口1万人当り職員数 98.56人)
公営企業等会計部門		病院	16	16	0	
		水道	7	7	0	
		下水道	8	7	▲1	退職者不補充による減
		その他	4	4	0	
		小計	35	34	▲1	
合計			352 [376]	341 [376]	▲11 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）

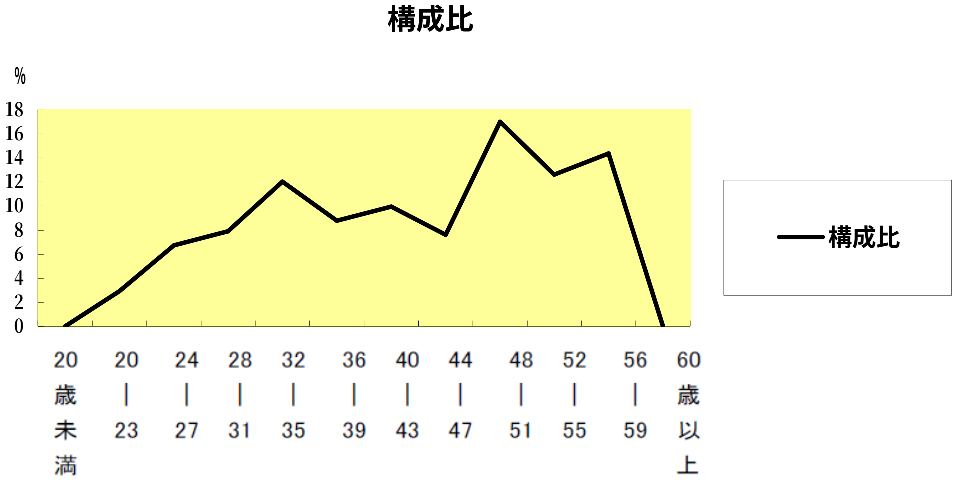

区 分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 10	人 23	人 27	人 41	人 30	人 34	人 26	人 58	人 43	人 49	人 0	人 341

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日〜平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
人 364	人 346	人 18	% 4.9

(参考) 本巣市行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成22年4月1日	4.8%の純減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

部門 \ 区分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年〜22年 計
全部門	職員数	364	362	353	341	350	346	―
	増減	―	-2	-9	-12	9	-4	-18

(注) 1 計画期間は、17年〜22年の5年間です。

2 （ %）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、隔年の欄にあっては、対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費率B/A
	千円	千円	千円	%
19年度	289,546	14,019	32,136	11.10

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)本巣市平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	4	15,512	1,213	6,159	22,884	5,721	5,468

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、20年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収
本巣市	44.4 歳	314,625 円	360,950 円
本巣市平均	43.6 歳	310,678 円	353,209 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

本巣市	本巣市 (団体平均)
1人当たり平均支給額 (19年度) 1,530 千円	1人当たり平均支給額 (19年度) 1,485 千円
(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（20年4月1日現在）

本巣市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00　月分	27.30　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.75　月分	42.12　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	1,206　千円	2,128　千円			

（注）　退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（20年4月1日現在）

本巣市においては、地域手当の制度はありません。

エ　特殊勤務手当（20年4月1日現在）

該当する手当はありません。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化は、企業部門の人数が少ないことから、一般職と合わせて行っています。　→　6（3）参照